

救護施設の機能強化に向けて

救護施設 清 風 寮

社会福祉法人天竜厚生会

1. 救護施設が本来のセーフティネット機能を維持し、社会的存在意義を果たしてゆくために、施設内長期滞留化を極力防止し、通過型施設として機能させなければならない。
2. そのため、他法他制度優先原則に基づき最適施設等への移行を促進するとともに、自立支援機能の強化を図り、地域生活移行を積極的に推進する取組みを実施している。
3. また個別支援計画に基づく利用者主体の支援サービス提供を目指し、利用者の期待、信頼、満足に足る職員の意識、知識、技術の向上にも積極的に取り組んでいる。
4. 生活保護制度の見直しが議論される中で、今後救護施設の基準引下げの可能性を考慮し、施設運営の改善、経費の精査見直し、サービス内容の品質管理、第三者評価等への積極的取組みにより施設経営体力の強化に努めている。

■ 入所者の状況について（平成22年4月1日現在）

定員	100名	現員	102名	平均年齢	60.2歳		
1.精神障害のみ		29名	[28.4%]	手帳所持者	43名 [42.2%]		
2.身体障害のみ		13名	[12.8%]	手帳所持者	17名 [16.7%]		
3.知的障害のみ		21名	[20.6%]	手帳所持者	31名 [30.4%]		
4.重複障害①（精神と身体）		4名	[3.9%]				
5.重複障害②（精神と知的）		10名	[9.8%]				
6.重複障害③（身体と知的）		0名	[0.0%]				
7.重複障害④（身体と知的と精神）		0名	[0.0%]				
8.障害なし		6名	[5.9%]				
9.障害はあるが不明		19名	[18.6%]				
合計		102名	[100.0%]				
年齢構成							
	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
男	0	0	1	8	14	17	18
女	0	2	1	6	7	13	15
計	0	2	2	14	21	30	33

■ 入退所の状況

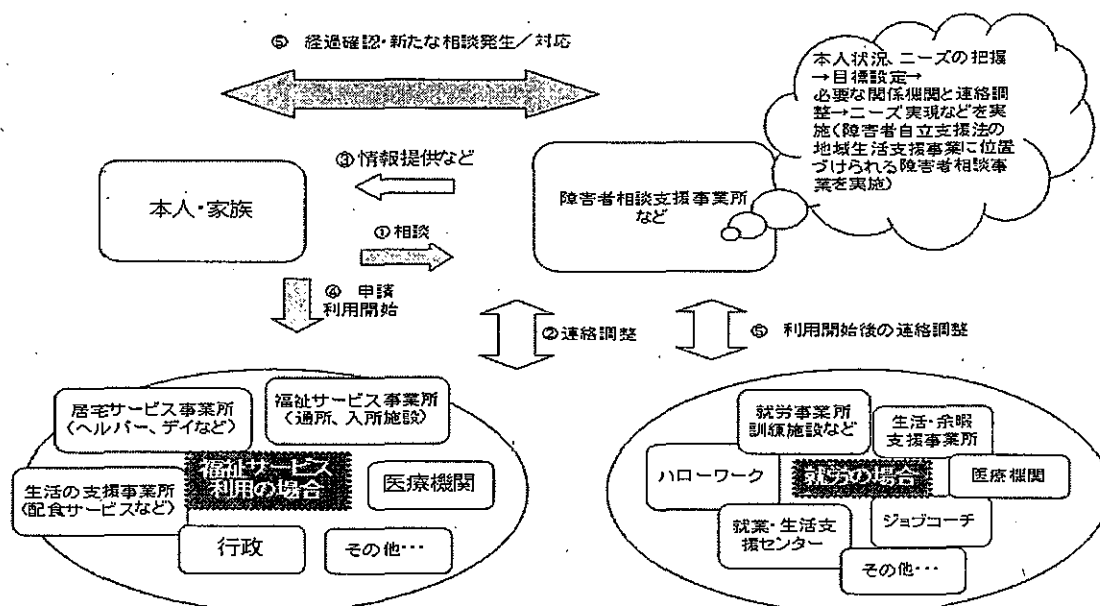
	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
	入	退	入	退	入	退	入	退	入	退	入	退	入	退	入	退
自宅	4		1		1		7		10		10		8	1	7	1
病院					1		1		1	1			2	1	1	
行路							1				2		3		1	
養護老人							2		2		2		6		8	
特養			1		3		1				4		2		2	
他施設			1		1		1		1	1	3		2		4	
地域生活							1		3		1		2		1	
その他					1											
死亡		3		4		3		2		6		2		1		1

地域福祉ネットワークとの連携（セーフティネット機能の強化）

浜松市内13箇所の浜松市障害者相談支援事業所のネットワークとの情報交換により、入所を要するケースについては福祉事務所を通じて円滑な対応が可能となるよう連携をしており、家庭環境に問題のある2名の利用者をこの経路で受け入れている。また、地域移行が可能な利用者の地域における支援体制については同相談支援事業所のネットワークを通じて就労訓練可能な事業所の紹介を受ける等、自立支援に必要な連携を図っている。

※ 浜松市では、障害者自立支援法の「地域生活支援事業」で設置が定められている「障害者相談支援事業」「居宅サポート事業」「成年後見制度利用事業」「強化事業」を浜松市

地域生活者の相談発生時の流れ(イメージ図)



障害者相談支援事業所に事業委託している。

1. 農業福祉ネットワークとの連携（就労支援機能の強化）

平成19年度より施設所在地周辺の農家（ユニバーサル園芸加盟農家）と提携し、利用者の就労訓練として茶栽培農家、果樹栽培農家、養鶏農家への作業参加を実施している。

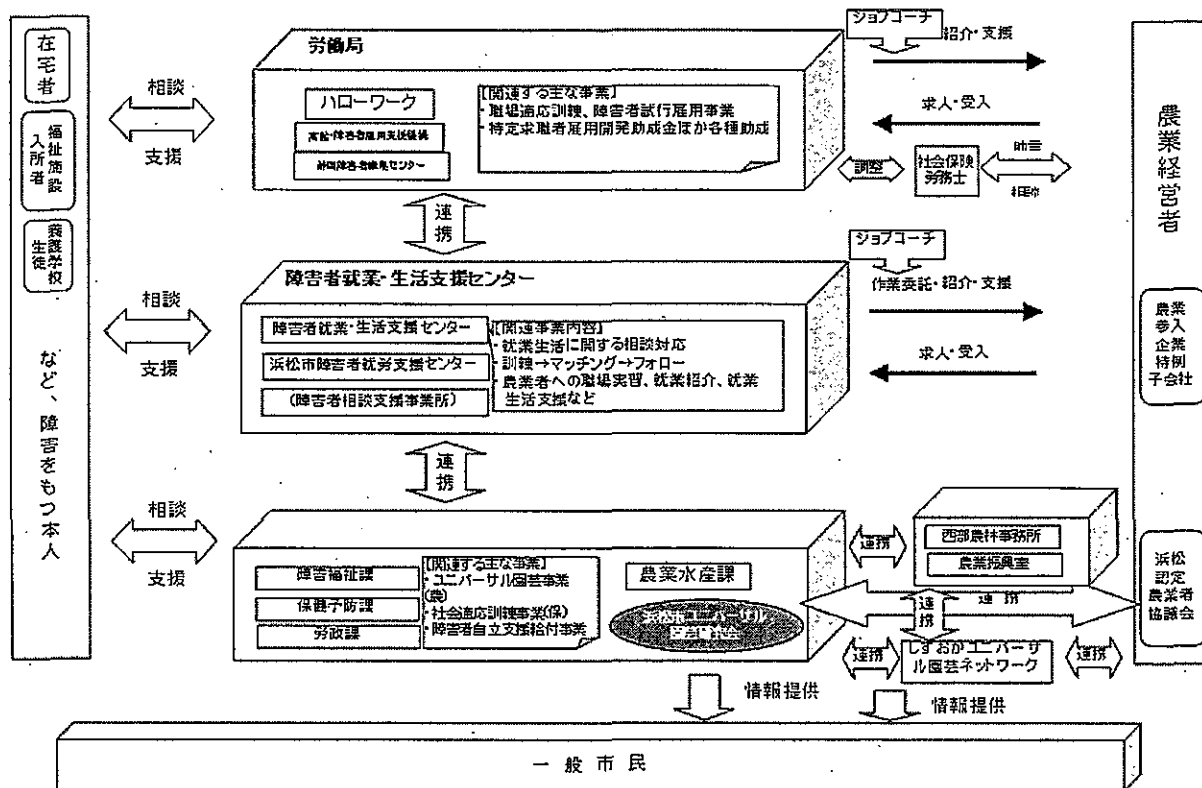
当初は、山間の茶生産農家への茶園管理および製茶作業訓練からスタートしたが、現在は果樹栽培農家の果樹園管理作業に2名、養鶏農家の卵選別作業に3名の利用者が作業訓練に通っており、就労に対する訓練を実施している。

農家の労働力不足と、施設の就労支援対策が双方にメリットを生み、他の農家からも作業参加者の要請がくる等、人材派遣要望としての広がりが予想される。

利用者の自立につなげてゆく生活支援と就労支援の系統的なプログラム樹立が現在の課題である。

※ 平成17年4月に浜松市ユニバーサル園芸研究会が発足し、農業分野における障害者雇用を活動の中心テーマに据えている。静岡県では様々な分野で「ユニバーサルデザインの実践」を推奨しており、この一環として農業分野での取り組みが「ユニバーサル園芸」と呼ばれている。平成18年度NPO法人として発足した「しずおかユニバーサル園芸ネットワーク」が核となり、行政（浜松市、静岡県）、民間団体（NPO法人、障害者就業生活・支援センター等）、公と民が連携して障害者雇用拡大や初級園芸福祉士の育成を図っている。

浜松市ユニバーサル園芸推進フローチャート(農業分野における障害者雇用)



(浜松市ユニバーサル園芸研究会作成資料より引用)

2. 地域移行の段階的プロセス

現在清風寮における107名の利用者のうち、自立生活および就労可能な者は20名、この内訓練により地域移行が望ましいと思われる60歳未満の者は10名となる。

訓練により自立生活が可能と思われる者は18名、その他何らかの生活介護を要する者は69名となっている。

作業能力に応じて段階的な作業メニューを実施しており、可能なものには順次上位の作業訓練に移行し、就労支援に繋げてゆくよう支援を行っている。

救護施設居宅生活訓練事業の実施について

救護施設に求められている機能強化

- 1) 生活扶助のみを目的とするのではなく、自立支援を目的とする体制を整備すべきこと。
- 2) あらゆる障害を問わず、居宅生活困難者を受け入れる最終セーフティネット施設であること。
- 3) 地域生活を希望し可能性のある者には、積極的に地域生活移行を支援できる機能があること。
- 4) 他法他施策との連携により最適施設等への移行を図り、施設滞留化を極力防止し、施設入所を必要とする多くの要保護者に効率運用できる通過型施設として機能強化を図ること。

救護施設居宅生活訓練事業

救護施設に入所している被保護者のうち、居宅生活移行が可能な者には訓練用住居を確保し、より地域生活に近い環境で体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への円滑な移行を支援する。

事業内容

対象者 救護施設の入所者で、6ヶ月間の個別訓練により居宅生活が可能になると認められる者

現在対象として想定できる利用者(12名)

居宅生活移行が可能と思われる利用者について、評価基準により適否判断のうえ、本人の意向に基づき措置期間、身元引受人等との協議を経て施設長が適当と認めた者に訓練を実施する。

訓練期間 原則1年、訓練期間延長により退所が見込まれる者は、さらに1年以内の延長可

対象人員 3名(訓練棟の個室数 3室)

実施機関 訓練が終了し居宅生活移行後は、住所地を所管する実施機関が保護実施責任を負う

配置職員 専任職員(ソーシャルワーカー)1名

兼任職員(ソーシャルワーカー)1名

担当職員(ケアワーカー) 3名

訓練施設 法人敷地内 1棟:鉄筋コンクリート造 平屋建て(旧職員宿舎活用)

延床面積 98.485㎡(居室4室・台所・風呂場他)

本体施設との連携

当面、食事は本体施設にて提供する。(徐々に自炊・購入・外食を可能としていく)

毎日の入浴(夜)は訓練棟にて共同利用する。

火災報知機設備のほか、突発緊急時には訓練棟に設置されている内線用電話にて、本体施設の職員に連絡し、職員の急行対応を可能とする。

訓練内容

(1) 日常生活支援(食事、洗濯、金銭管理等)

食 事:健康に配慮した食事を適宜摂ることが出来るよう(自炊、外食、購入等)様々な手段を体験的に支援する。

生活リズム:起床から毎日の定められた時間を守り、生活習慣の乱れから社会的不適応を招かないよう、生活リズムの安定を支援する。

保 清:身だしなみ(洗面、髭剃り、整髪等)を整え、身体の清潔(入浴等)、衣類の清潔(洗濯)、生活環境の清潔(清掃、整理整頓)等の衛生管理ができるよう支援する。

金銭管理:毎月生活費として本人の作業工賃等から一定額(個人の能力に合わせた金額)を本人の訓練用口座に振り込む。

計画的、経済的な金銭管理ができるよう状況を確認し、支援する。

服薬管理:服薬の必要性が理解でき、定められた用法用量で自己管理できるよう支援する。

(2) 就労支援

就労訓練事業所の指導に従い、作業に積極的に取り組むとともに、就労と生活の規則正しい生活習慣を養い、継続的に勤めることを支援する。

就労場所 (例) 福祉工場 フクシクリーニングセンター 天竜厚生会管理課管財係等

就労内容 (例) 部品組み立て リネン・おしぼりたたみ 剪定作業等

就労時間 (例) 8:00~17:00(休憩1時間 15分×2)

(3) 社会生活訓練

交通機関:各種交通機関を乗り継いで目的地まで外出ができるよう支援する。

通 院:受診日に確実に通院でき、診察内容、検査結果等が理解できるよう支援する。

買 物:支給される生活費から、食材、日用品、備品等を計画的に購入し、浪費や飲酒など、遊興に用いないよう支援する。

対人関係:住居内の役割当番、近隣住民との挨拶励行、必要な地域生活の規則遵守等においてトラブルを生じない為の好ましい対人関係を保ち、協力する意識をもつことを支援する。

(4) 留意事項

職員は訓練を実施する利用者に関わり、話し合い、必要とされる訓練に積極的に臨むよう勧め、支援する。特に保健衛生、防災対策、緊急連絡手段等に配慮した支援を行う。

(5) 保健衛生

利用者が自分自身の健康についての一般衛生知識に関心を持ち、また理解できるよう支援するとともに通常の会話を通して個々の健康状態を把握する。また、病気が発生した場合は早期治療が肝心なのですぐ職員に知らせるよう普段から支援し、利用者の健康な心身維持に努める。

① 健康診断(年2回)

② 体重測定(毎月)

③ 血圧測定(内服者 毎月)

④ 採 血(内科薬服用者4回・精神科薬服用者6回)

(6) 防災対策

訓練棟(居室・台所・洗面所)内には火災報知機設備しているほか、突発緊急時には訓練棟に設置されている内線用電話にて、本体施設の職員に連絡し、常時職員の急行対応を可能とする。休日を使い、避難訓練実施を検討する。(訓練棟から本体施設への避難・助けを呼ぶ等)

防火管理者 : 施設長

訓練棟責任者: 専任ソーシャルワーカー

(7) 緊急連絡手段

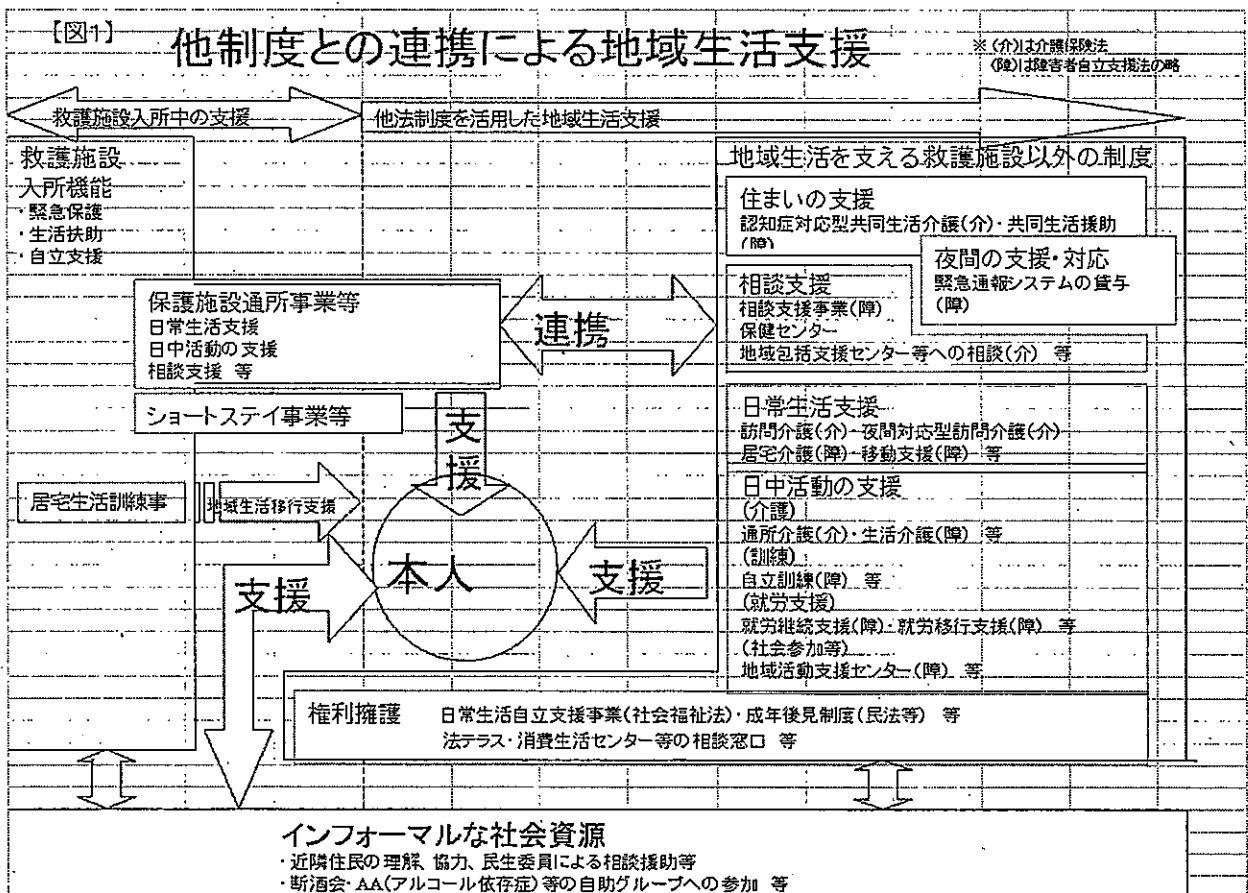
訓練棟に設置されている、内線用電話機にて利用者から本体施設へ連絡する。連絡を受けた職員は現場へ急行し、対応する。

(8) 訓練終了

新しい住居を決め、自立生活に移行する。主な移行先で挙げられるのは、グループホーム・福祉ホーム・職員宿舎・地域アパート等。本人、福祉事務所、担当職員と協議し、退所後も住居訪問、相談支援を行い、自立生活をアフターフォローする体制を整備する。

(9) 面接

居宅生活訓練の中で、不安に思うことや悩んでいること、希望等を職員に言いやすい環境を作り、個別的にも聞ける体制を整える。精神的に不安定な時はその要因について少しでも緩和・改善できるように努める。(個別面接に関しては、単にソーシャルワーカーのみならず看護師・ケアワーカー等が、それぞれの立場から生活面・医療面や、他の諸処些細な相談事にいたるまで適所に支援・助言を行う。)



2010年4月19日

「住居および就労不安定者」への支援・人材養成に関する
日本社会福祉士会の取り組み

（社）日本社会福祉士会

1. 住居および就労不安定者への支援の取り組み

①支援担当者の設置

→各都道府県支部に担当者を設置し、全国的な取り組みの推進を図る。

②都道府県支部の取り組み状況（例）

2. 人材養成・専門性向上にむけた取り組み

①支援者の専門性向上のための研修開催

○「ホームレス支援リーダー養成研修」

→都道府県支部において中核となる人材の力量向上を目指す。

○「自立に向けての就労支援 ～就労支援研修～」

→ソーシャルワークとしての就労支援

（就労を切り口として生活課題を明確化）

→テキスト『ソーシャルワーク視点に基づく就労支援ハンドブック』

②専門職配置の必要性

○ホームレスの中にある精神疾患、知的障害（があると思われる人）の存在

→課題別でなく、地域割として生活全体をとらえることの重要性

○福祉事務所等における専門職配置の必要性

③専門社会福祉士制度の構築

添付資料

- 資料1 「住居および就労不安定者」支援担当者の役割（イメージ）
- 資料2 都道府県支部の取り組み状況（例）
- 資料3 「ホームレス支援リーダー養成研修」関係資料
- 資料4 「就労支援研修」関係資料
- 資料5 自立支援施策の充実に向けた社会福祉士の福祉事務所への配置について
- 資料6 日本社会福祉士会リーフレット

別添資料

- 専門社会福祉士認定システム構築にむけた基礎研究報告書（要約版）

「住居および就労不安定者支援担当者」の役割（イメージ）

項目	内容
住居および就労不安定者のイメージ 一例	<p>(1) <u>ホームレスの人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小屋、テントで生活している ・荷物を持って移動して生活をしている ・段ボールで寝泊まりをしている etc <p>(2) <u>ホームレスになる危険性がある人</u></p> <p>○<u>住居が不安定な人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドヤ、ネットカフェ、サウナ、カプセルホテル等の長期滞在者 etc ・住居を退去させられるおそれがある方（飯場、住み込み、閉店した自営業等） <p>○<u>就労が不安定な人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者・期間雇用労働者等で、契約解除や雇い止めをされた方（おそれのある方を含む） ・失業者 ・日雇労働者 etc <p>○<u>ホームレスから抜け出て日が浅い人</u></p>
「住居および就労不安定支援担当者」の役割（支部）	<p>(1) <u>支部での役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各支部における「住居および就労不安定者」の実態把握 ・勉強会、研究会等を通じた「場づくり」「仲間づくり」 ・社会福祉士としての支援のあり方の検討 ・支部における支援活動への参加 <p>(2) <u>本部との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部との連絡調整 ・研修、会議等を通じて、支援の方向性を共有する。
本部委員会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県支部への支援 ・社会福祉士としての支援のあり方の検討 ・「住居および就労不安定者」に関する研修等の開催。 ・「住居および就労不安定者」支援のためのツールの開発。 ・アンケート等を通じた全国的の取り組み状況の把握と情報提供。 ・全国的な情報共有の場づくり（メーリングリストの設置等）

都道府県支部における「住居及び就労不安定者」支援の取り組み状況(例)

資料2

支部名・委員会名称	活動内容	委託事業	他の団体との連携	備考
<p>大阪支部</p> <p>相談センター アウトリーチ部会 ホームレス班 (委託事業は別途職員雇用)</p>	<p>(1) アウトリーチ活動：ホームレス状態から脱出した人へのアウトリーチによる相談活動に実施</p> <p>(2) 各種関連団体とのホームレスの人に対する合同相談会への参加</p>	<p>2004年度から本会、大阪社会福祉協議会、大阪総合福祉協会の共同運営団体で大阪市域を除く府域の市町村から受託し、本会は堺市を幹事市とする泉北・泉南9市4町での巡回相談活動を行っている。</p>	<p>相談センター事業においては委託事業共同運営団体との連携または業務のすみわけをしながら活動を行う。</p> <p>委託事業 当該行政機関(福祉事務所)および他の共同運営団体との連携のほか、弁護士、司法書士、医師等各種専門職団体と契約し派遣を得て巡回相談にあたっている。</p>	<p>—</p>
<p>東京支部</p> <p>生活保護・ホームレス関連委員会</p>	<p>(1) 委託事業</p> <p>(2) 刑余者支援</p> <p>(3) 無料職業紹介事業</p> <p>(4) 研修</p>	<p>(1) ホームレス拠点相談事業</p> <p>(2) ホームレス巡回相談事業</p> <p>(3) 生活安定応援事業(2か所)</p> <p>(4) 厚生関係施設退所者支援</p> <p>(5) 生活保護者金銭管理</p>	<p>活動を進めていく中で、社会福祉法人、NPO団体等他の支援団体との連携を図っている。行政機関においても、新宿区等、支援団体と連携を図りながら施策を進めており支援計画策定の段階で委員として参加するケースもある。</p>	<p>生活安定応援事業でも、就労のための技能講習よりも生活困窮に陥っている相談者が増えた。ホームレス拠点相談所においては非正規労働者の雇止め等に関する相談が増加している。</p>
<p>神奈川支部</p> <p>相談事業委員会</p>	<p>(1) 厚木市からのホームレス巡回相談事業の委託</p> <p>(2) 厚木市・平塚市における全国一斉調査に協力</p> <p>(3) ホームレス相談事業に関する意識啓発に係る研修会の開催</p> <p>(4) 県や市町のホームレス相談事業に関わる相談員に対する研修会の開催</p>	<p>厚木市ホームレス巡回相談事業</p>	<p>現在は連携を図っていないが、他職種団体や支援団体との連携を図る方向で検討している。</p>	<p>巡回において70歳代のホームレスが、確認されているホームレスの1割程度に及んでいる。野宿生活の継続が難しいと思われる事例も散見される。</p> <p>近隣の他支部との連携を強化し、支援の充実を目指したい。</p>
<p>福岡支部</p> <p>ホームレス自立支援委員会</p>	<p>(1) 委託事業</p> <p>(2) サロン活動、炊き出しボランティア</p> <p>(3) 視察研修</p> <p>(4) 啓発・研修の企画及び運営</p>	<p>(1) 巡回相談事業</p> <p>(2) アフターケア事業</p> <p>(3) ホームレス概数調査事業</p>	<p>(1) 委託先福祉事務所との定期的情報交換</p> <p>(2) 医療機関や相談機関からの相談および連携</p> <p>(3) 炊き出し現場での相談活動</p> <p>(4) 炊き出しの手伝い</p> <p>(5) 県、市町村レベルのホームレス自立支援推進協議会に参加</p>	<p>ホームレス状態の若年層(30歳代~)が増加している。短期経験者の増加。</p>
<p>愛知支部</p> <p>社会的支援委員会</p>	<p>愛知県からの補助・委託事業である「住宅困難者入居支援事業」を実施し、ホームレス状態の人が住居を確保し、安定した生活ができるよう相談支援、入居保証契約を行っており、毎年会員等を対象に「住宅困難者入居支援事業報告会&ホームレス支援研修会」を開催している。</p>	<p>住宅困難者入居支援事業 身元保証人がないため賃貸住宅への入居が困難であるホームレス等(住宅困難者)を対象に、当会が賃貸人と保証契約を締結することにより、住宅困難者の信用力を強化し、円滑な入居を推進して居住の安定を図る。また、地域での居宅生活が継続できるよう、当会担当者が訪問等により相談、助言、見守り等の支援を行う。</p>	<p>愛知県ホームレス相談員、対象者を担当する福祉事務所等と連携を図っている。</p>	<p>—</p>

ホームレス支援リーダー養成研修

資料3

～ 各支部での住居および就労不安定者支援を考える ～

研修のねらい

2008年後半からの急速な経済不況により、住居、就労が不安定な状況におかれ、ホームレス状態になる危険性がある人が増加している社会状況があります。本会においても「住居および就労不安定者支援担当者」の設置を各都道府県支部へ呼びかけ、地域における住居および就労不安定者支援をすすめているところです。

そこで(社)日本社会福祉士会は、各都道府県支部での活動の支援、および各都道府県支部におけるリーダーを養成することを目的に、「ホームレス支援リーダー養成研修」を開催します。

1. 日 時 2010年 3月21日(日)～ 3月22日(月・祝)

2. 会 場 総評会館 204会議室(JR御茶ノ水駅より徒歩5分)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 TEL:03-3253-1771 FAX:03-3253-1765

3. プログラム ◆ 3月21日(日)

◆ 3月22日(月・祝)

13:00～ 13:15	主催者挨拶・オリエンテーション	9:30～ 12:00	シンポジウム テーマ:「路上生活・雇い止めは自己責任? ～自立に向けた支援を考える～」 コーディネーター:西山 高昭 (ホームレス支援委員会委員) シンポジスト:稲葉 剛 氏 (特定非営利活動法人 自立生活 サポートセンター・もやい 理事長 崎岡 洋己 氏 (全労働省労働組合 中国地協 事務局長 野口 康雄 氏 (元ホームレス当事者)
13:15～ 14:45	基調講演テーマ:「新たなホームレス問題」 講師:沖野 充彦 氏 (特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 事務局長)	12:00～ 13:00	休憩(昼食)
14:45～ 15:00	休憩	13:00～ 15:00	演習 テーマ:「今後の支部における展開」 講師:八木 秀夫 (ホームレス支援委員会委員)
15:00～ 16:00	支部活動実践報告 進行:村下 佳秀 (ホームレス支援委員会委員) ①(社)埼玉県社会福祉士会 ②(社)富山県社会福祉士会	16:00～ 16:15	休憩
16:00～ 16:15	休憩	16:15～ 17:45	テーマ:「『ホームレス支援』と社会福祉士 ～相談専門職として貧困問題に関わる視点～」 講師:小田 一恵 (ホームレス支援委員会委員)
16:15～ 17:45	事務連絡	17:45～	現地体験ツアー(参加者のみ) ※終了時間(予定)21:00

※ 会場等の都合により、プログラムが変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

4. 受講対象者 日本社会福祉士会会員(入会手続き中を含む)であって(1)(2)のいずれかの要件を満たす方

(1) 都道府県支部の「住居および就労不安定者支援担当者」(予定者含む)

(2) 都道府県支部における住居および就労不安定者を対象とした支援活動に参加できる方

※今後のネットワーク化につなげるため、研修に参加された方の「会員番号」「氏名」「勤務先」の情報を、都道府県支部に提供させていただきます。

5. 受講費 会員:14,000円(資料代含む)

6. 申込期間 2010年2月20日(土)※申込者が少数の場合には研修を開催しないこともございますのでご了承ください。

7. 定 員 100名

8. 昼食・宿泊 各自手配をお願いします。

9. 現地体験ツアー 定員:10名(先着順)

・費用:1,000円(ボランティア保険加入費含む)

・新宿連絡会が実施している「炊き出し」を見学する予定です。詳細は裏面を参照ください。

10. 主 催 社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター(※本研修は、共通研修で10単位となります。)

ホームレス支援リーダー養成研修 受講申込書

下記の通り申し込みます。

1. 申込者氏名 (性別) (ふりがな)	氏名 (ふりがな) (男・女)	
2. 会員番号・所属都道府県支部名	会員番号:	支部名:
3. 勤務先名称		
4. 職種		
5. 受講要件 (※いずれかにチェックをしてください)	<input type="checkbox"/> 「住居および就労不安定者支援担当者」(予定者含む) <input type="checkbox"/> 支部における住居および就労不安定者を対象とした支援活動に参加できる	
6. 連絡先・書類送付先の住所 (<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先)	住所 〒	
	勤務先名 (連絡先・書類送付先が勤務先の場合のみ)	
	電話番号:	FAX:
	E-mail アドレス: (ある場合のみ)	
7. 現地体験ツアー (先着順です) (※ 当日の連絡のため携帯電話が必須となります。 希望される方は必ずご記入ください。)	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
	携帯電話番号:	
8. 研修のキャンセル待ち	申込数が定員数をオーバーしていた際、 <u>キャンセル待ちを希望される方は、下記をチェックしてください。</u> <input type="checkbox"/> キャンセル待ちを希望します。	
9. 備考 受講にあたって特に配慮が必要な事など ありましたらご記入ください。		

※ ネットワークづくりに役立てるため「氏名」「勤務先」「支部名」を記載した「受講者名簿」を作成し、研修受講者に配付します。

【申込方法】 申込書に必要事項をご記入のうえ、次の申込先まで郵便またはFAXにてお申込ください。

(郵便の場合はコピーしたものをお送り下さい。電話での申込は受け付けておりません)

【お問い合わせ・申込先】 日本社会福祉士会 事務局 (営業時間: 月～金曜日 9:30～17:30)

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目13番地 カタオカビル2階

TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543 担当/〇〇 E-mail 〇〇@jacsw.or.jp

【申込締切】 2010年2月20日(水) ※申込締切前でも定員となり次第締め切ります。

【受講可否の連絡】 受講可否は2月末日頃までに郵便にてご連絡します。※会場案内、受講費の納入方法、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

現地体験ツアー

内容: ホームレス支援の実践現場「炊き出し」の見学。

定員: 10名(先着順) 費用: 1,000円(ボランティア保険加入費含む)

場所(予定): 新宿西口公園(雨天時は東京都都庁近く) ※実施団体: 新宿連絡会

※ 研修会場から現地へは参加者全員で移動します。(スタッフがご案内します)

解散場所: JR新宿駅 終了時間(予定): 21:00

注意事項 ① 動きやすい服装でご参加ください。(防寒にご注意ください) ② 連絡のため携帯電話が必須です。

③ 現地への交通費は自己負担になります。④ 現地体験ツアーのみの申し込みはできません。



全国の「ホームレス」の状況

日本社会福祉士会 ホームレス支援委員会

村下 佳秀（東京社会福祉士会）

（元 大阪社会福祉士会大阪北支部）

「ホームレス」の定義 (in日本)

※ ホームレス自立支援法における定義

「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」



いわゆる「野宿」をしている人

☆法律上、上記以外の方々は「ホームレス」ではない

※ここで質問・・・

皆さんが考える「ホームレス」は？

「ホームレス」の定義 (in 欧米)

※ 「自分の家を持たない人」
(「自分の家」= 賃貸、持ち家)

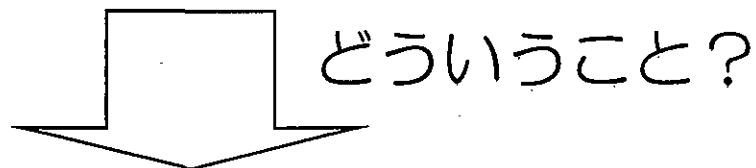
※ 「ホームレス」に含まれる人 (日本でいうところ)

- ・ 「ネットカフェ」 難民
- ・ 施設入所の方々

次に行くところ (住居) がない人

ホームレス支援委員会として

🐛 「予防的支援」の観点

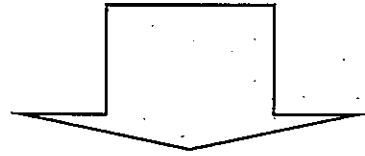


- ・ホームレスにならないための支援

地域での「孤立」を防止する

委員会の考える「定義」

★ キーワードは「予防的支援」



・ホームレスになる可能性の高い人たちへの支援

☆ 「ネットカフェ難民」
☆ 「派遣切り」にあった方々

=

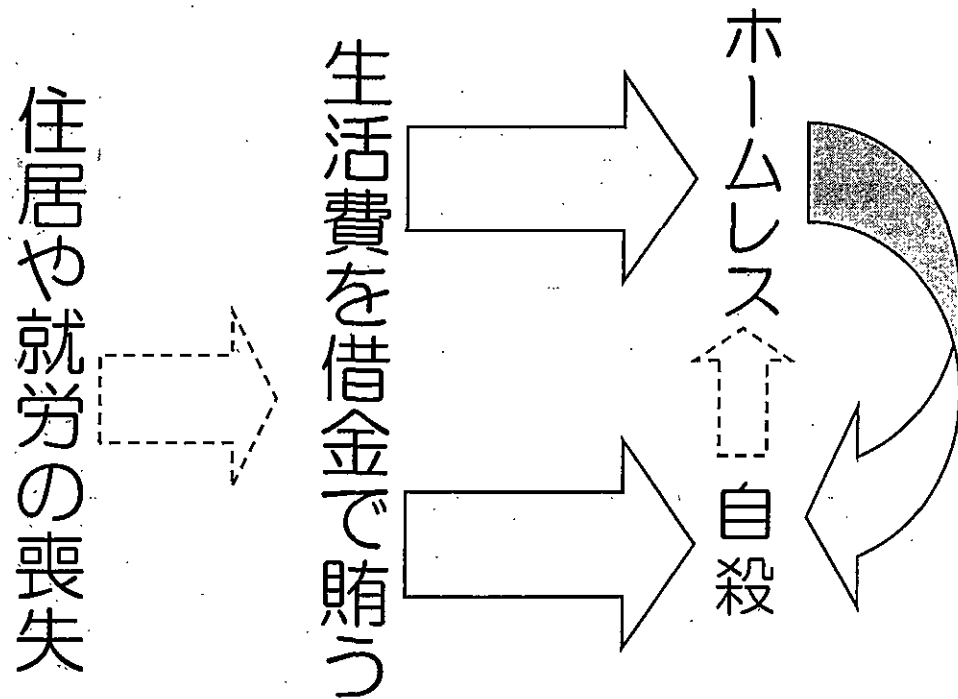
住居や就労形態が不安定な方々



委員会の取り組み

- ✿ 都道府県支部への取り組みアンケート
⇒ 詳細は後ほど・・・
- ✿ 厚労大臣への緊急提言
⇒ 「派遣切り」等への対応を要望
- ✿ 都道府県支部への担当者設置呼びかけ
⇒ 社会福祉士会として取り組みをする必要

さまざまな「結末」・・・

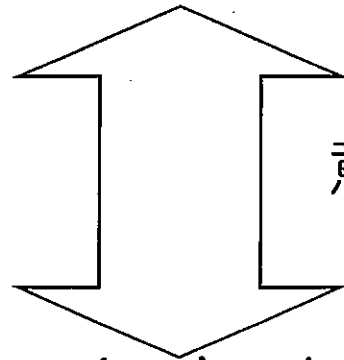


(理由はさまざま)

- ・なぜ「自殺」を選ぶのか
- ・なぜ「ホームレス」を選ぶのか
- ・なぜ「ホームレス」から「自殺」を選ぶのか

統計から見える「貧困」

✪ 基礎となるデータ・・・ホームレス数



意外なことが見えてきます・・・

✪ リンクさせるデータ

- ・ 自殺率
- ・ 失業率
- ・ 就業率
- ・ 最低賃金

などなど

各種統計を見る前に① . . .

★リンクさせる統計を見て . . .

・何を感じますか？

ホームレス数



- ・自殺率＝自殺率が高い→HLも多い？
- ・失業率＝失業率が低い→HLは少ない？
- ・最低賃金＝高い→HLは少ない？
- ・持ち家率＝高い→HLは少ない？

などなど . . .

各種統計を見る前に② . . .

✪ まずは、これだけは覚えてください。

大阪府	4333
東京都	3796
神奈川県	1720
福岡県	1082
愛知県	851

上位5府県

青森県	2
鳥取県	3
島根県	4
山形県	7
秋田県	10

下位5府県

☆全国ホームレス概数調査（平成20年 厚生労働省）

ホームレス数と自殺率

☆ 自殺率から見えてくること (平成15年 厚生労働省)

自殺率 上位5県

上位5県	HL数	HL順位
秋田県	10	43
青森県	2	47
岩手県	23	34
新潟県	38	27
富山県	23	35

自殺率 下位5県

下位5県	HL数	HL順位
徳島県	13	41
岡山県	67	22
奈良県	19	39
神奈川県	1720	3
静岡県	315	10

☆自殺率とホームレス数とは反比例の傾向

⇒「ホームレスができない」環境にあるため？

ホームレス数と最低賃金

✪ 最低賃金から見えてくること (平成18年 総務省)

最低賃金 上位5県

最低賃金 下位5県

上位5県	HL数	HL順位
東京都	3796	2
神奈川県	1720	3
大阪府	4333	1
愛知県	851	5
千葉県	524	8

下位5県	HL数	HL順位
秋田県	10	43
沖縄県	200	11
青森県	2	47
長崎県	11	40
岩手県	23	34

☆最賃上位とホームレス数とは比例の傾向

⇒賃金が高い都道府県に流れる？

ホームレス数と完全失業率

✪ 完全失業率から見えてくること (平成18年 総務省)

完全失業率 上位5県

完全失業率 下位5県

上位5県	HL数	HL順位
沖縄県	200	11
青森県	2	47
高知県	24	33
大阪府	4333	1
北海道	145	12

下位5県	HL数	HL順位
島根県	4	45
岐阜県	67	21
福井県	32	29
愛知県	851	5
三重県	68	20

☆失業率とホームレス数とは比例の傾向

⇒失業=ホームレスは密接な関係?

ホームレス数と求人倍率

✳️ 求人倍率から見えてくること (平成18年 総務省)

求人倍率 上位5県

上位5県	HL数	HL順位
東京都	3796	2
愛知県	851	5
大阪府	4333	1
広島県	138	13
神奈川県	1720	3

求人倍率 下位5県

下位5県	HL数	HL順位
高知県	24	33
鹿児島県	59	23
沖縄県	200	12
長崎県	11	42
青森県	2	47

☆求人倍率とホームレス数とは比例の傾向

⇒仕事が多い都道府県に流れる？ (沖縄は海を越えることが難しい!?)

ホームレス数と持ち家率

✪ 持ち家率から見えてくること (平成12年 総務省)

持ち家率 上位5県

上位5県	HL数	HL順位
富山県	23	35
秋田県	10	43
三重県	68	20
福井県	32	29
山形県	7	44

持ち家率 下位5県

下位5県	HL数	HL順位
東京都	3769	2
大阪府	4333	1
福岡県	1082	3
北海道	145	12
沖縄県	200	11

☆持ち家率とホームレス数とは反比例の傾向

⇒持ち家がある＝家を追い出されない (ホームレスにはならないが・・・)

ホームレス数と被保護人員

✪ 被保護人員から見えてくること (平成18年 厚生労働省)

被保護人員 上位5県

被保護人員 下位5県

上位5県	HL数	HL順位
大阪府	4333	1
北海道	145	12
高知県	24	33
福岡県	1082	4
京都府	401	9

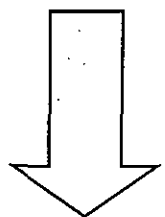
下位5県	HL数	HL順位
富山県	23	35
福井県	32	29
岐阜県	67	21
長野県	13	40
山梨県	41	25

☆保護率とホームレス数とは比例の傾向

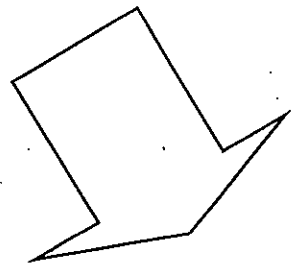
⇒医療扶助等の対応数が多い？

地方でもホームレス問題は関連ある！？

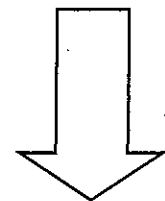
高度経済成長の「金の卵」
＝「家」の次男・三男



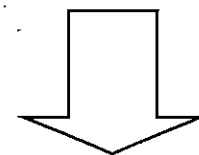
- ・「日雇い」政策
- ・失業や住居喪失



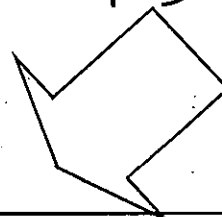
地方の大規模工場の閉鎖



仕事を求めて都市部へ



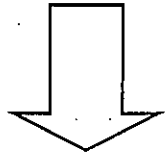
「ネットカフェ難民」



ホームレスに至る・・・

考えられること・・・

持ち家がない

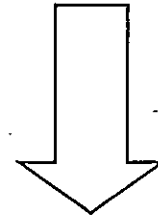


生保を「知らない」
「門前払い」

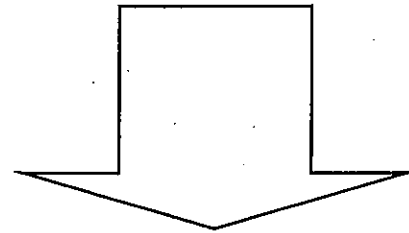
・物はある
・知らない

「暮らしやすい」・・・？

地域のつながり 弱い



地域に「知られない」



その土地でホームレス・・・

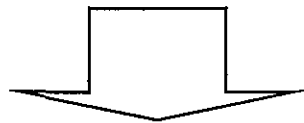
「仕事はあるだろう」

ホームレス数の背景には・・・

なぜ地域にばらつきがある？

(都市部)

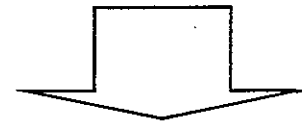
- ・ホームレスにとって住みやすい
- ・地域で生活しても「分からない」



ホームレスが多い？

(地方部)

- ・ホームレスにとって住みにくい
- ・地域で生活しても「すぐばれる」



ホームレスが少ない？



福祉士として、福祉士会として

✿ 貧困の「本質」を捉えた支援

⇒HLを「くくる」と見えなくなる

✿ 個別化と普遍化

⇒個別支援の原則

⇒事例を積み重ねた普遍化

全国的なソーシャルアクションにつなげていく



ありがとうございました

2009年度 自立に向けての就労支援

～就労支援研修～

〔社団法人日本社会福祉士会 生涯研修制度共通研修〕

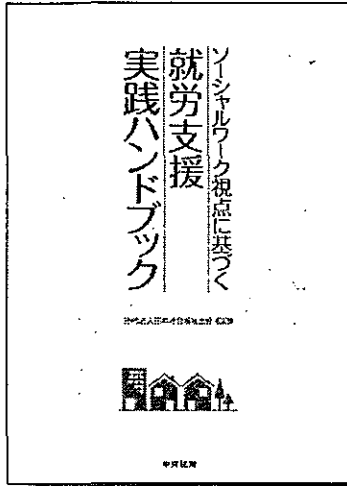
〔研修目的〕 昨今、福祉・労働分野の法改正が行われる中、障がい者、低所得者等が就労を通して自立することが注目されています。また、社会福祉士が就労支援を行うことにより、支援を必要とする方々の就労の世界がこれまで以上に拡大できるとの期待から、社会福祉士養成カリキュラムでは就労支援が新たに科目として位置づけられました。本研修は、社会福祉士の専門的知識・技術及び価値・倫理を基礎として、就労支援に必要な知識を広く学ぶことと、ネットワークを活用して、障がい者、低所得者等の自立に向けて就労支援を行える人材を養成することを目的としています。

1. 日時 2010年2月26日(金)～2月28日(日)(3日間・但し1日目のみの受講も可)
2. 会場 総評会館 204 会議室 (東京都千代田区駿河台 3-2-11 TEL: 03-3253-1771)
3. 主催 社団法人日本社会福祉士会生涯研修センター
3. 受講対象者 現に就労支援に関わっている方若しくは関心のある方 (非会員含む)。
4. 定員 70名
5. 受講料 全日程受講: 会員 25,000 円、非会員 30,000 円
1 日目のみ受講参加: 会員 5,000 円、非会員 7,000 円
※食事・宿泊費は含みません。
※テキストは『ソーシャルワークによる就労支援ハンドブック (仮)』(中央法規出版 2010 年 1 月 出版予定、価格 2,600 円予定)を使用します。各自ご購入ください。
6. 申込期間 1月4日(月) 必着
7. プログラム 当研修は生涯研修制度共通研修課程 15 単位 (全日程受講) になります。

(※今回は 1 日目が就労支援の基礎的な内容、2～3 日目が演習を中心とした内容のプログラム構成となっています。1 日目のみの受講も可能です。1 日目のみ受講の場合は 4 単位となります。)

時間	1日目:2月26日(金)	時間	3日目:2月28日(日)
12:20	開会・オリエンテーション	9:20	講義③「雇用の現状」(90分) 講師:加藤辰明氏(ハローワーク渋谷)
12:30	講義①「ソーシャルワークとしての就労支援」(120分) 講師:朝日雅也氏(埼玉県立大学)		
14:30	休憩	10:50	休憩
14:40	パネルディスカッション「就労支援の制度と現状」(130分) パネラー: 生活保護関連:渡辺潤氏(大田区蒲田生活福祉課) 母子関連:増山聖子氏(新宿区子ども家庭部子どもサービス課) 障がい関連:山賀亮一氏(ポプラの家) ホームレス関連:戸田由美子氏(社会福祉士事務所ねこのて)	11:00	ワークショップ「当事者の声を聞く」(90分) パネリスト:中島義和氏(ヤマト運輸) 野村啓一氏(ヤマト運輸)
16:50	連絡事項(10分)	12:30	休憩(60分)
17:00	終了	13:30	演習②「忘れないで! 権利擁護の視点」(120分) 進行:就労支援委員会委員
17:30	懇親会		
時間	2日目:2月27日(土)	時間	
10:00	講義②「労働分野における社会資源と関連法」(120分) 講師:佐藤宏氏(元職業能力開発総合大学校福祉工学科教授)	15:30	休憩
		15:40	講義④「まとめと振り返り」(30分) 講師:朝日雅也氏(埼玉県立大学)
12:00	昼食休憩(60分)	16:10	閉会
13:00	演習①「社会福祉士が行う就労支援」(230分) 進行:就労支援委員会委員		
16:50	連絡事項(10分)		
17:00	終了		

ソーシャルワーク視点に基づく 就労支援実践ハンドブック



社団法人 日本社会福祉士会 編集

- 2010年3月発行
- B5判・218頁
- 定価 2,730円
(本体2,600円+税5%)

主要目次

はじめに

<第1部>社会福祉士と就労支援

- 第1章 社会福祉士による就労支援の理念と意義
- 第2章 ソーシャルワークによる就労支援のプロセス
- 第3章 社会福祉士が活用すべき労働分野における社会資源

<第2部>就労支援の実際

- 1. 働く意欲を引き出す就労支援
- 2. コミュニケーションが困難な人への就労支援
- 3. 権利擁護の必要な人への就労支援
- 4. 周囲に働きかける就労支援
- 5. 連携で成功した就労支援
- 6. 生活支援も含めた就労支援
- 7. 離職の支援
- 8. 復職支援

<資料>

第1部は就労支援の意義、ソーシャルワークによる就労支援プロセス、社会資源を解説。

第2部には、15の就労支援・離職支援事例を8つのテーマに分けて掲載。生活支援の一つとしての就労支援を体系的に学ぶことができる。就労支援にかかわるソーシャルワーカー必携の一冊。

FAX購入申込書

中央法規出版 渉外部 → FAX. 03-5354-7437

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-60-5 南新ビル3階 TEL. 03-3379-3865

平成 年 月 日 ④315-079

コード	書名	会員価格	申込冊数
3245	ソーシャルワーク視点に基づく就労支援実践ハンドブック	2,457円 (本体 2,340円+税5%)	冊

ご名称 所属			
お名前 ご担当者			TEL
ご住所	〒 -		
お支払い	1. 公費 2. 私費	必要書類	見積書 () 請求書 () 納品書 ()
通信欄	*送料実費 (3冊以上お申込の場合、送料サービス) *請求先と送付先が異なる場合は、通信欄にご記入下さい。		

※お客様の個人情報のお取り扱いについて 個人情報保護管理者 常務取締役 TEL. 03-3379-3899

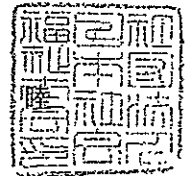
弊社はお客様の個人情報を商品の発送・納品、代金の請求、入金の確認、返金、サービス実施、弊社の商品、サービス、催し物のご案内、これらの確認のための連絡に使用します。弊社は法令に基づく場合を除いて、お客様の個人情報を当該本人の同意を得ず第三者に提供することはありません。弊社はお客様によりよいサービスの提供のため、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、適切な管理を実施させて業務の一部を外部に委託します。お客様が弊社に個人情報を与えることは任意ですが、お客様が弊社に個人情報を与えない場合には、弊社からの返信やサービスの提供ができな場合がありますのであらかじめご了承下さい。お客様には、ご自身の個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、追加、削除の要求、利用又は提供の拒否をする権利があります。必要な場合には、下記の窓口までご連絡下さい。

【個人情報問い合わせ窓口】 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-60-5 南新ビル3F 中央法規出版株式会社 企画渉外課長 TEL. 03-3379-3865

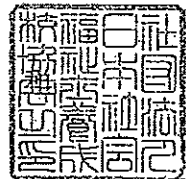


社会・援護局長
清水 美智夫 様

社団法人日本社会福祉士会
会長 山村



社団法人日本社会福祉士養成校協会
会長 白澤 政



自立支援施策の充実に向けた社会福祉士の福祉事務所への配置について 【要 望 書】

今般、平成 21 年度第 2 次補正予算案において、ハローワーク及び福祉事務所において、それぞれ「住居・生活支援アドバイザー（仮称）」、「就労支援員」及び「住宅確保・就労支援員」を大幅に増員する予算措置が講じられております。ハローワークや福祉事務所等における生活保護受給者の自立支援は極めて重要かつ専門的な対応が必要であり、自立支援、就労支援施策を効果的に進める観点から、以下、要望いたします。

- I 福祉事務所の「就労支援員」、「住宅確保・就労支援員」に、社会福祉士を配置してください。
社会福祉士は、就労支援を含む自立支援に関する教育を受け、日々実践している専門職です。就労支援員に社会福祉士が採用されれば、生活保護申請・受給者の仕事への意欲を高め、就労支援を中心として潜在的な能力を引き出していくことにより自立支援が促進されることとなりますので、社会福祉士の積極的な配置を要望します。
- II 福祉事務所の「査察指導員」、「生活保護担当現業員」等に社会福祉士を配置してください。
国家資格である社会福祉士は、生活保護受給者の自立を支援する観点から、社会福祉士養成にかかる指定科目に「就労支援サービス」「低所得者に対する支援と生活保護制度」「相談援助の理論と方法」等が位置づけられており、また、指定科目「相談援助実習」では、福祉事務所は実習指定施設の一つに位置づけられています。
生活保護受給者の自立支援においては、本人の就労意欲を高めたり、潜在的な力を引き出す能力が必要となり、同時に就労可能な仕事との調整が重要となりますが、現実にはこうした教育を受けた社会福祉士が福祉事務所には十分に配置されていません。
その理由は、福祉事務所の生活保護担当者は社会福祉主事とされており、社会福祉主事は「三科目主事」と擲擲されているとおり、就労支援や自立支援に関する科目を履修しなくても大学を卒業すればほとんどの人が任用要件を満たすものであり、その社会福祉主事が生活保護受給者に対応しているのが実情であります。
そのため、福祉事務所に社会福祉士を配置し、自立支援施策が効率的かつ効果的に推進できる体制を確立してくれるよう要望します。

以上

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士会（担当：事務局長 小笹知彦）
東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階
電話：03-3355-6541 E-mail：info@jacsw.or.jp

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：事務局次長 小森 敏）
東京都新宿区四谷 2-12 まつもとビル 3 階
電話：03-5369-2737 E-mail：office@jacsw.jp

社団法人 日本社会福祉士会 入会状況一覧

支部	合格者数	登録者数	12月31日	1月31日	増減(前月比)	1月新入会	新入会累計	入会率	改訂目標数
1 北海道	5,504	5,393	1,443	1,444	1	2	160	26.78%	1,458
2 青森	1,024	979	409	408	-1	0	50	41.68%	400
3 岩手	1,088	1,018	407	408	1	0	38	40.08%	406
4 宮城	2,387	1,840	440	440	0	0	41	23.91%	444
5 秋田	623	719	226	227	1	1	24	31.57%	228
6 山形	793	901	384	384	0	1	38	42.62%	382
7 福島	1,095	1,327	467	469	2	2	46	35.34%	476
8 茨城	1,802	1,937	459	461	2	1	50	23.80%	464
9 栃木	1,750	1,562	377	378	1	1	37	24.20%	384
10 群馬	1,729	1,737	503	506	3	2	52	29.13%	521
11 埼玉	6,499	6,212	1,154	1,158	4	6	151	18.64%	1,192
12 千葉	4,860	4,767	1,130	1,133	3	1	102	23.77%	1,149
13 東京	12,780	12,259	3,059	3,066	7	7	287	25.01%	3,211
14 神奈川	8,255	8,767	2,114	2,118	4	2	177	24.16%	2,170
15 新潟	2,908	2,881	898	898	0	0	78	31.17%	919
16 富山	918	1,013	342	343	1	1	33	33.86%	348
17 石川	1,075	1,193	388	389	1	1	31	32.61%	401
18 福井	858	914	321	321	0	0	20	35.12%	334
19 山梨	566	597	220	221	1	1	29	37.02%	214
20 長野	1,868	2,069	700	702	2	3	73	33.93%	693
21 岐阜	2,436	2,363	476	475	-1	1	32	20.10%	505
22 静岡	2,741	3,071	981	982	1	1	101	31.98%	994
23 愛知	8,730	7,703	1,213	1,213	0	0	107	15.75%	1,271
24 三重	2,217	2,191	514	514	0	1	48	23.46%	539
25 滋賀	1,637	1,598	375	375	0	0	24	23.47%	406
26 京都	3,773	3,387	722	722	0	0	58	21.32%	753
27 大阪	8,413	8,267	1,655	1,654	-1	0	169	20.01%	1,721
28 兵庫	5,829	5,785	1,220	1,224	4	4	139	21.16%	1,240
29 奈良	1,471	1,439	273	272	-1	0	26	18.90%	294
30 和歌山	758	773	215	215	0	0	17	27.81%	229
31 鳥取	521	600	231	232	1	1	28	38.67%	226
32 島根	768	804	295	295	0	0	28	36.69%	306
33 岡山	2,771	2,619	528	530	2	2	48	20.24%	559
34 広島	3,601	3,413	798	801	3	4	57	23.47%	846
35 山口	1,731	1,708	520	520	0	0	60	30.44%	530
36 徳島	631	666	217	217	0	0	19	32.58%	214
37 香川	1,062	1,133	310	311	1	0	27	27.45%	324
38 愛媛	1,311	1,402	414	414	0	0	55	29.53%	406
39 高知	754	727	200	201	1	1	24	27.65%	197
40 福岡	5,099	5,010	1,225	1,225	0	1	142	24.45%	1,239
41 佐賀	1,046	936	149	149	0	0	5	15.92%	162
42 長崎	1,551	1,530	413	413	0	0	34	26.99%	418
43 熊本	2,253	2,168	560	561	1	1	42	25.88%	593
44 大分	1,470	1,457	400	401	1	1	31	27.52%	407
45 宮崎	853	893	291	294	3	3	44	32.92%	278
46 鹿児島	1,464	1,460	577	580	3	1	48	39.73%	592
47 沖縄	1,086	1,121	322	322	0	0	26	28.72%	333
その他		5							
全国計	124,359	122,314	30,535	30,586	51	54	2,956	25.01%	31,376

※合格者は第1回から第21回までの各都道府県別国家試験合格者数の累計

※一覧の登録者数は、2009年12月31日現在のものであり、その他は外国在住者

(いずれも試験センター調べ)

※新入会累計は、2009年度新入会者の累計

社会福祉士のネットワーク

(社) 日本社会福祉士会

社団法人日本社会福祉士会は、「社会福祉士」の職能団体です。

「社会福祉士」とは昭和62年に定められた国家資格で、「専門的知識および技術をもって～日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、～福祉サービス関係者等との連絡及び調整その他の援助を行う」専門職です。登録者数は、2010年1月末現在、122,382人です。

組織

本会の会員は、2010年2月末現在、30,586人です。
全都道府県に支部があり、46支部が社団法人格を取得しています。

沿革

- 1987年 5月 「社会福祉士及び介護福祉士法」公布
- 1989年 3月 第1回社会福祉士国家試験実施(登録開始)
- 1993年 1月 日本社会福祉士会(任意団体)を設立
- 1994年 12月 全都道府県に支部を設置
- 1996年 4月 社団法人日本社会福祉士会を設立(任意団体から組織変更)
- 1998年 7月 国際ソーシャルワーカー連盟に正式加盟
- 2007年 12月 「社会福祉士及び介護福祉士法」改正

目的

本会は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

経済規模

◆ 収支(2008年度実績)

収支規模: 約6億0029万円

◆ 事務職員

20人

◆ 助成事業(主要助成元)

会費収入による事業展開の他、さまざまな公的団体及び民間団体から助成を受け事業を実施しています。

(独) 福祉医療機構

(財) 社会福祉振興・試験センター

(財) 長寿社会開発センター

他、多数

活 動

◆ 研修・調査・研究

- 専門性の維持・向上
社会福祉士は、より良い相談活動ができるよう、社会福祉についての最新動向や知識・技術の修得に努める必要があります。日本社会福祉士会の「生涯研修制度」は、会員の自己研鑽をサポートしています。
- さまざまな研修の開催
日本社会福祉士会では会員のみならず、社会福祉士が共通に必要なとされる力量を身につけるための研修や専門性を深める研修を開催しています。例えば、
 - 社会福祉士全国統一研修(全国8会場で開催)
 - 地域包括支援センターの社会福祉士の力量を向上する研修
 - 成年後見人の養成研修
 - 障害者の地域生活を支援するための研修
 - 独立型社会福祉士の養成研修
 - 保健医療分野のソーシャルワークに係る研修
 - ケアマネジメントの力量を向上する研修
 - 実習施設実習指導者養成等研修(予定)その他、全国47都道府県支部でさまざまな研修を開催
- 研究成果の発表
毎年1回、実践を共有する研究発表の場として、「日本社会福祉士学会」を開催しています。また、研究誌「社会福祉士」を毎年発行しています。
- 世界のソーシャルワーカーとの連携
日本社会福祉士会は、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)に加盟しています。IFSWを通じて、諸外国との交流や情報交換を行っています。
- 海外調査派遣
社会福祉振興・試験センターが主催する海外調査に、毎年、社会福祉士を推薦しています。
- 独立型社会福祉士の調査・研究
行政や既存の福祉サービス提供者に所属せず、地域で独立し、社会福祉士としての専門性に基づいて相談援助を提供する「独立型社会福祉士」に関する調査・研究ならびに支援を行っています。

◆ 事業

- 権利擁護センターばあとなあ事業
判断能力にハンディを持つ人たちが安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の広報普及活動の他、利用に関する相談から成年後見人等の紹介・受任、受任後の支援まで、一貫した支援を行っています。
- 出版事業
社会福祉に関する書籍を幅広く出版しています。
- 国家試験受験対策事業
これから社会福祉士を取得しようとする方を対象に受験対策講座や全国統一模擬試験を実施しています。

◆ 広報

- 日本社会福祉士会ニュース(月1回発行)
社会福祉士に必要な最新情報や日本社会福祉士会の活動について掲載しています。
- ホームページ
社会福祉士のこと、日本社会福祉士会の情報や研修情報を見ることができます。

社団法人 日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階
TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543
URL <http://www.jacsw.or.jp/>
E-Mail info@jacsw.or.jp

支部記入欄